住宅宿泊事業　届出書類一覧表

2026.11.16～

No.	書　類　名	法	個	備考
1	**民泊の安全措置に関するチェックリスト**	●	●	埼玉県内（川口市を除く）で必要な添付資料。該当する項目にチェックを記入した上で提出すること。
2	**埼玉県民泊届出チェックリスト**	●	●	埼玉県内（川口市を除く）で必要な添付資料。すべての項目に確認のチェックを記入した上で提出すること。
3	**住宅宿泊事業届出書（第１号様式）**	●	●	申請者の住所は、『登記事項証明書の「本店（所在地）」』又は『住民票の「住所」』とすること。 電子申請の場合、電子署名。署名ができない場合は、本人確認書類等を添付。
4	**消防法令適合通知書**	●	●	問合せ先:各地域の消防本部又は消防署
5	**法人登記事項証明書（法人番号提供書）**	●		令和8年7月1日から、法人の登記事項証明書の添付が省略可能となりました。 添付を省略する場合には、法人番号提供書(様式)を提出してください。
6	**定款又は寄附行為**	●		商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が登記事項証明書の内容と一致しているもの 目的：住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの 商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの
7	**市町村の長の証明書** 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明 ※本籍地のある市区町村で取得してください。	●	●	届出日前３月以内に発行されたもの　原本（電子申請の場合はシステムへの添付にて原本とみなす） 法人：役員　個人：届出者 【外国法人の役員】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われていない者に該当しない旨を証する書類。当該書類が存在しない場合は、当該者に該当しないものであることを公証人又は公的機関等が証明した書類
8	**法定代理人の登記事項証明書**		△	届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合
9	**法定代理人の同意書**		△	届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、法定代理人の同意書を添付。様式は任意。
10	**住宅の登記事項証明書**	●	●	届出日前３月以内に発行されたもの　原本（電子申請の場合はシステムへの添付にて原本とみなす）
11	［入居者の募集が行われている家屋］	△	△	※届出後、適宜書類の報告徴収あり。
	・当該募集の広告紙面の写し　・賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し ・募集広告の写し　・募集の写真　・その他の入居者の募集が行われていることを証する書類			
12	［随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋］	△	△	
	・届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート ・届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し ・高速道路の領収書の写し ・その他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住に供されていることを証明する書類			
13	**住宅の図面**　以下の事項を明示	●	●	※民泊の安全措置の手引きを確認のこと
	①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置　※住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト参照 ②住宅の間取り及び出入口　③各階の別　④宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積 ⑤非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等 ※図面には、住宅宿泊事業届出書（第1号様式）に記載する「住宅の規模」の根拠が分かるよう、「宿泊室」と「宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分」をそれぞれ色分けするなどして明示したうえで、「寸法」や「面積」の記載を必ずお願いします。			
14	［賃借住宅で業を行う場合］ **承諾書**	△	△	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
15	［転借住宅で業を行う場合］ **承諾書**	△	△	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
16	［二以上の区分所有者が存する建物］ 専有部分の用途に関する**規約の写し**	△	△	マンション管理規約に「住宅宿泊事業を営むことを認める」旨の定めがある場合
17	［規約に定めのない場合］ **様式Ｃ　誓約書**	△	△	管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類
18	［管理業者に委託する場合］ **委託契約書等の写し**	△	△	法３４条の規定により交付された書面の写し
19	**誓約書**	●	●	**法人：様式Ａ　個人：様式Ｂ** 欠格事由に該当しない旨を証する 電子申請の場合、電子署名。署名ができない場合は、本人確認書類等を添付。

・●印は必ず提出のもの。△印は必要に応じて提出のもの。

・「法」は法人を、「個」は個人をそれぞれ表す。

・上記の他、個別のケースに応じて追加書類の提出を要する場合がある。

・届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る（英語の場合は日本語による翻訳文を添付）。

・官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。）が証明する書類は、届出日前３か月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出することとする（写し等はみとめないこととする。）。なお、電子申請の場合はシステムへの添付にて原本とみなす。

・消防法令適合通知書は、管轄の消防本部によるが、消防本部から県観光課への電子データ送付をもって代替することができる。

※法人における手続では登記事項証明書の添付が省略可能となりました（R8.07.01～）。